



連節バス



自動運転自動車



自動車検査



街頭検査

近畿運輸局自動車技術系職員の仕事



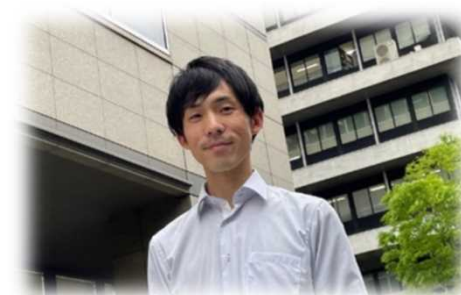
基準緩和認定

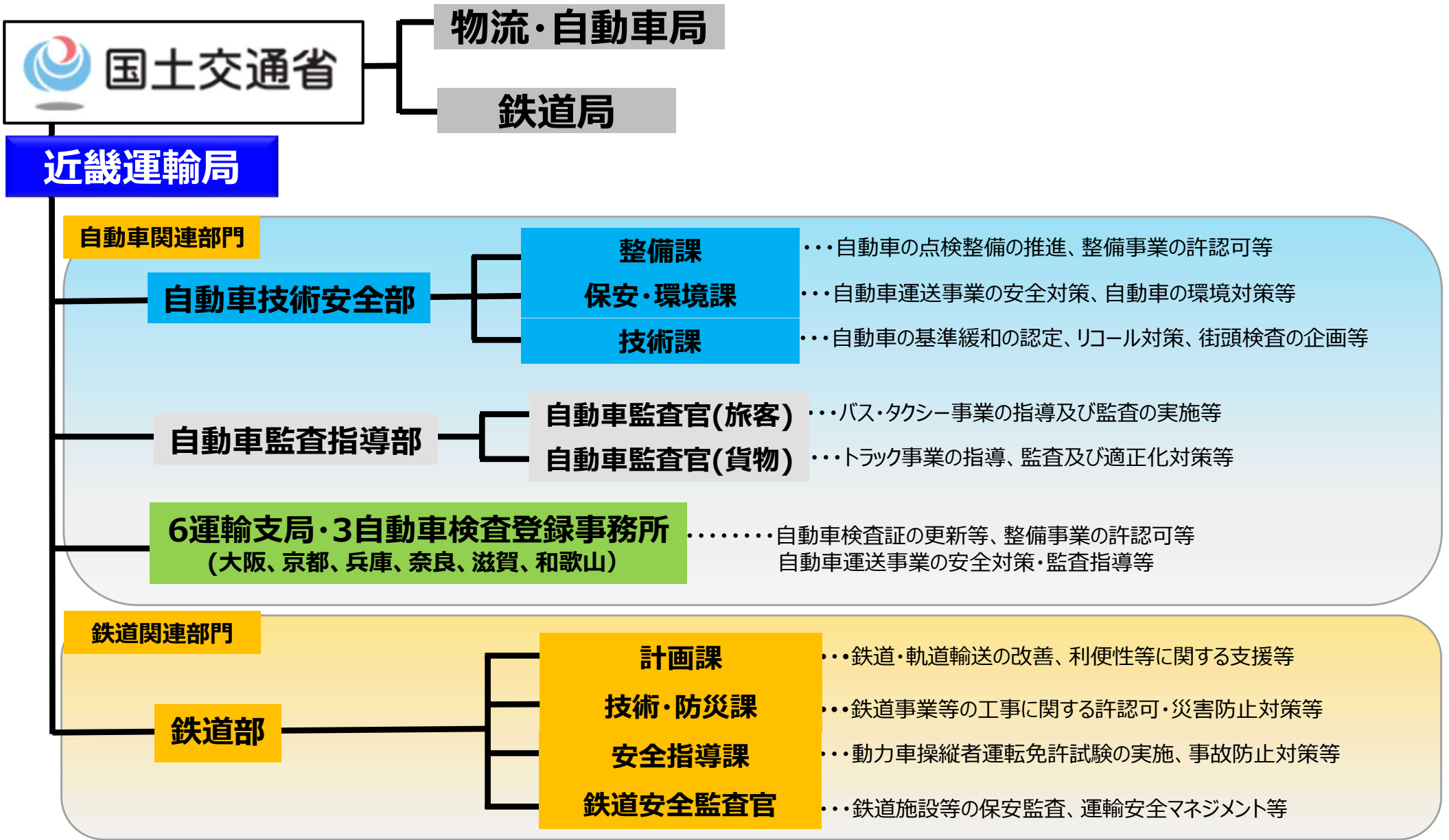
近畿運輸局 自動車技術安全部技術課

自動車事故調査



鉄道行政





- 自動車は今や国民生活、社会活動に欠かせないものとして利用されていますが、自動車1台1台の使われ方も、ドライバー1人1人の自動車への想いも様々であるように、自動車の保守管理への取り組みもまちまちです。自動車の安全を確保し、環境への負荷をさらに低減することが求められる現在、自己管理責任だけで片付けるには多くの問題があります。
- このため、国土交通省の自動車技術系の職員は、これまで学校や仕事を通じて得た知識を活かして、自動車の構造・装置に関する安全・環境基準の策定や、自動車の審査・検査を通じて、安全・安心なクルマ社会を実現するための社会貢献を行っています。
- その他、自動車整備事業者の認証や自動車整備士技能検定試験の実施及び自動車運送事業者に立入り、基準に基づき適切に事業運営を行っているか監査を実施するなどの行政指導も行っています。
- また、近年、自動運転自動車等の実用化が進められていますが、このような新技術に対して最新の技術開発を支援するとともに、国連の会議に参加し、海外政府機関と安全・環境基準について議論するなど、自動車技術職員の活躍の場は世界に広がっています。

自動車の審査業務



深夜街頭検査
(不正改造自動車の排除)



販売前の自動車の審査



自動運転自動車の緩和認定

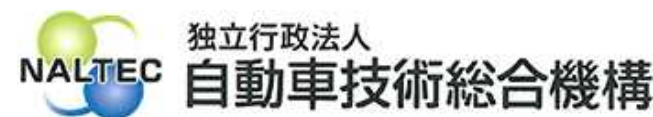
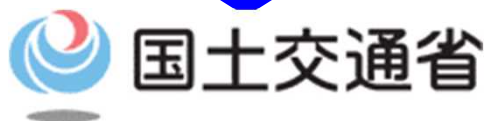


背景

- 日本の自動車保有台数は約 8, 3 1 1 万台。（令和 7 年 2 月末現在）
- 車社会の成長とともに、自動車と経済・生活との結びつきは一層強くなっており、同時に自動車に関する行政の役割も重要となっています。
- 自動車は走行中に事故を引き起こす危険性や、騒音や排出ガスによる公害を招くおそれを内在しています。
- 車社会を構成している個々の自動車について把握し、安全・環境をコントロールができるようにしておくことが社会的に求められています。



検査・登録制度の必要性



- 自動車が検査・登録を受けることによって、安全確保・公害防止が図られるとともに、個々の自動車の識別が可能となり、所有及び使用の実態が制度的に把握され、自動車は初めて社会的に認知された乗り物となります。
- 自動車検査登録制度は、巨大化していくクルマ社会の秩序を支えています。

自動車検査証

令和 4年12月 1日

東京運輸支局長

411230000001

自動車登録番号又は車両番号		初年度登録年月	自動車の種別	用途	自動車・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
品川 399 さ 1234		令和 4年12月	普通	乗用	自家用	98765	0001
車名			車体の形状				
コクドコウツウ			箱型				
車台番号			燃料の種類		総排気量又は定格出力		
SHADA1-001			ガソリン		1.59 ^{kW} _L		
型式		原動機の型式	前軸重量	後軸重量	全軸重量	後軸重量	
ZXX-ABC99		ABD-3E	750 ^{kg}	- ^{kg}	- ^{kg}	600 ^{kg}	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	
5人	- ^{kg}	1350 ^{kg}	1625 ^{kg}	448 ^{cm}	173 ^{cm}	149 ^{cm}	
使用者の氏名又は名称							
国土 交通							
備考							
平成10年騒音96db, その他							

この裏面には電子部品（ICチップ）内蔵したICタグがありますので、使用・保管してください。

裏面もご覧ください。

み ほん

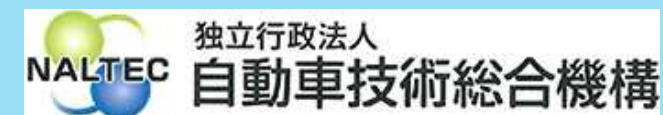
採用後、研修等を経て国土交通大臣から任命される自動車検査官が自動車の審査を行い、諸元等を確定します。

T202301AA00001

国土交通省

1234

自動車技術総合機構の業務(自動車の検査)



平成14年7月 検査の審査業務を国から切り離し、独立行政法人化

●独立行政法人化後の主な経緯

非公務員化（施行）H19.4.1

自己収入化（施行）H20.1.1

自動車検査独立行政法人から独立行政法人自動車技術総合機構に名称変更（施行）H28.4.1

交通安全環境研究所との統合（施行）H28.4.1

登録業務のうち確認調査事務を同法人に移管（施行）H28.4.1（一部区域はH30.4.1）

【主な業務】

①使用段階における基準適合性審査（自動車検査）

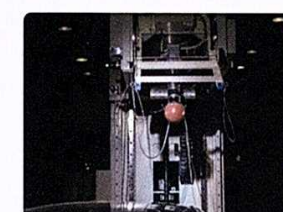
▶ 自動車検査場での審査業務



▶ 街頭検査



▶ 自動車市場に投入される前に実施する型式認証における基準適合性審査等



②型式認証における基準適合性審査

▶ 研究所施設での実証実験



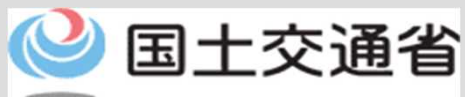
③自動車のリコール技術検証業務

▶ 申請書類の事前確認業務等



④自動車の登録確認調査業務

自動車道路運送車両法に規定する道路運送車両の保安基準に適合しているかを審査しています。



国の業務

運輸支局または自動車検査登録事務所が実施



独立行政法人
自動車技術総合機構

自動車技術総合機構の業務

検査部または事務所が実施

検査場における検査

(新規検査、継続検査、構造等変更検査等)

- 検査申請の受付
- 自動車検査証の交付

検査コースでの
保安基準適合性審査



事務庁舎

国土交通省が検査申請の受付
と検査合格後の自動車検査証
の交付を行います。

検査コース

自動車技術総合機構が保安基
準適合性審査を行います。





- 販売前の自動車（特に、大量生産される自動車）についてその代表車を用いて、安全基準・環境基準に適合しているかをどうかを自動車機構認証審査部において審査しています。
- この審査によって、一台毎の自動車の検査を行うことを省略することができ、社会的なコストの観点から見て非常に効率的なシステムといえます。

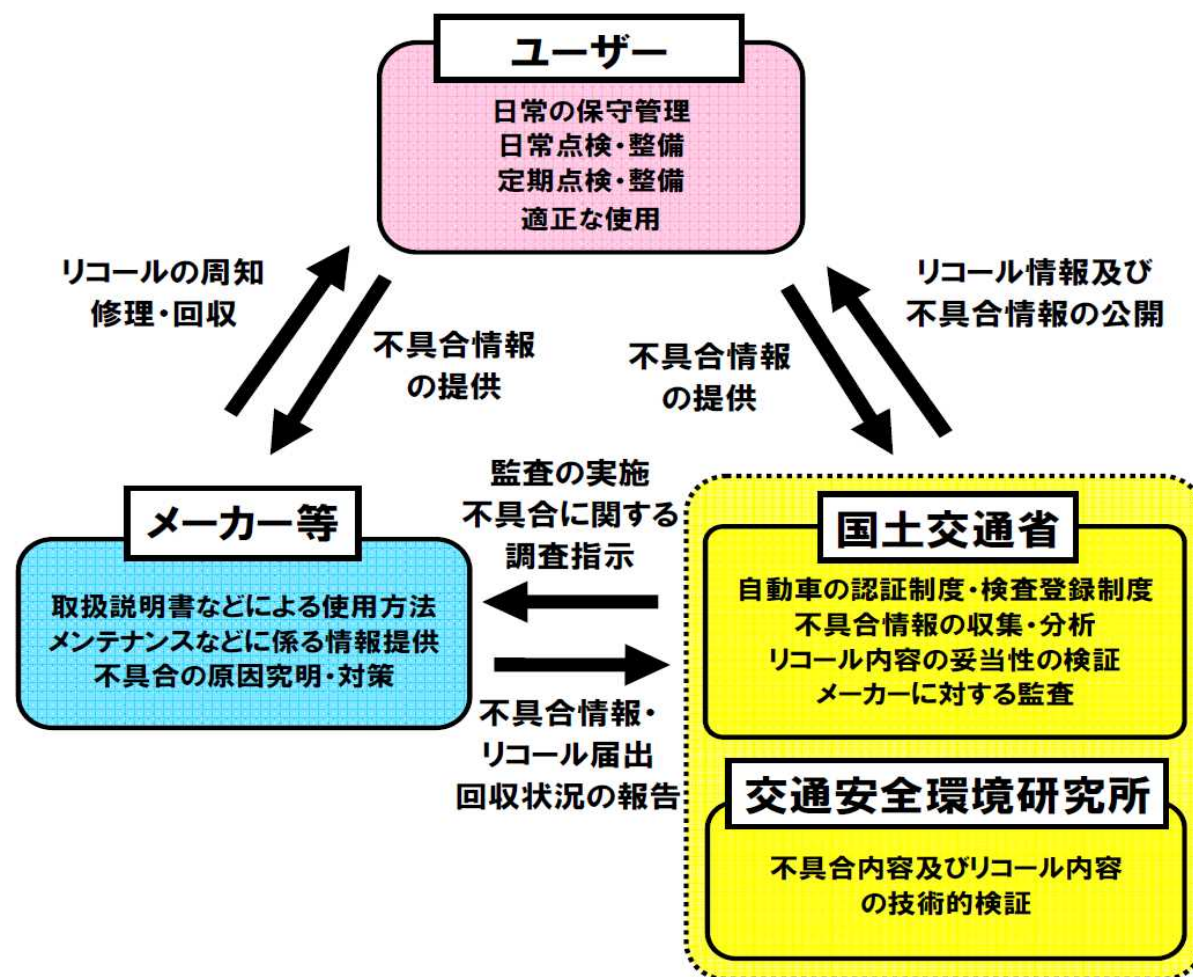


衝突安全試験



排出ガス試験

- リコールとは、自動車等やタイヤ、チャイルドシートについて、道路運送車両の保安基準に適合していない又は適合しなくなるおそれがある状態で、その原因が設計又は製作過程にあると認められるときに、自動車メーカー等が、保安基準に適合させるために必要な改善措置を行うことをいいます。
- 我々は、その改善措置の内容が適切かどうか審査し、不適切な場合には、自動車メーカー等に改善措置の見直しを求めます。



※ 国土交通省においては、
不具合情報の収集・分析をすることにより、メーカーが適切に改善措置を行っているかなどの情報をもとに、メーカーへの立入監査によって確認しています。

自動車整備事業の指導・監督

自動車整備事業の健全な発達を目指して、整備事業者に対して指導・監督を行っています。

整備事業の種類

○認証整備工場

(自動車分解整備事業→自動車特定整備事業 (R2.4.1~))



又は



(近畿地区で約12,000工場)

- ・エンジン交換など安全上重要な整備を行う事業を営むためには国の認証が必要となります。

○指定整備工場 (指定自動車整備事業)



(近畿地区で約4,000工場)

町の整備
工場や
ディーラー

- ・いわゆる「民間車検場」
- ・指定整備工場の指定を取得すると、継続検査(車検)の際、国の検査場に車を持ち込む必要がなくなります。

点検整備関係

「自動車点検整備推進運動」を実施し、点検整備の確実な実施を推進。



大型車の脱輪事故等の整備不良による事故が相次いでいることから事業者講習会などを通じて、適切な点検・整備の励行を呼びかけています。

自動車整備士の育成

自動車整備に係る技能の向上を図るため、自動車整備士養成施設(専門学校等)の指導・監督を行うとともに、自動車整備士技能検定試験を行っています。



輸送サービスの安全確保～監査、行政処分等（トラック・バス・タクシー）

事業実施後

事業許可

事業者による安全確保等義務の履行

- ・ 運行管理者（国家資格）の選任
- ・ 整備管理者の選任
- ・ 休憩仮眠施設の整備
- ・ 事業用自動車の点検整備
- ・ 運転者の適性診断の受診
- ・ 点呼の実施 等

監査（臨店等）の実施

違反が認められた場合
の行政処分等

- ・ 警告（行政指導）
- ・ 不利益処分（行政処分）
 - 車両停止・事業停止
 - 事業改善命令
 - 事業許可の取消
 - 運行管理者資格者証返納 等



（貸切バス事業者に
対する街頭監査）

事故 (不具合)

- ・社会的影響の大きな事故
- ・乗合バスの車内事故
- ・トラックの右左折事故、追突事故
- ・車両欠陥が起因した疑いのある事故



情報収集
・
情報展開

事故調査 (ミクロ)

- ・関係者から聴取
- ・関係物件調査
- ・関係資料収集など

事故調査委員会への
調査協力

対策

- ・検討
- ・立案

事故調査委員
会での再発防止
策の提言

保安監査

傾向分析 (マクロ)

- ・ITARDA（自動車事故総合分析センター）のマクロデータ
- ・他の事故報告書

事故防止対策 (再発防止対策)

個別事業者の指導

- ・個別に改善指導
- ・業務全般のコンサルタントなど

業界全体の指導

- ・各種講習会での事故防止指導
- ・事故防止通達発出
- ・業界と連携した事故防止対策の検討など

管理者の指導

- ・講習、研修を通じて運行管理者及び整備管理者を指導

車両の対策

- ・自動車製作者の市場措置を促進
- ・点検整備方式の見直しなど

近畿運輸局は、鉄道の安全・安定輸送について、鉄道・軌道等の施設の許認可、災害対応、動力車操縦者免許試験の実施、事業者への監査・指導、事故等が発生した場合の原因の調査分析等、利用者が安心して利用できる鉄道輸送を目指し、各種の安全施策を推進しています。

●鉄道施設・車両に改良等に関する許認可等

- ・鉄道・軌道等の新設、施設の変更（高架化、駅施設・線路・電気設備の改良等）にあたり、許認可等の業務を実施しています。
- ・また、新設・改良した施設（大規模なもの）等が完成した際は、完成検査を実施しています。
- ・車両の新造、改良にかかる車両確認を実施しています。



車両の新造



完成検査

●災害対応



現地調査

- ・災害により鉄道施設の被害が発生した場合、現地調査等を実施しています。
- ・また、災害復旧にあたり、鉄道事業者に対し、必要な支援を実施しています。

●動力車操縦者免許



動力車操縦者試験

- ・鉄道を運転するためには動力車操縦者運転免許が必要です。
- ・運転免許を取得するための、動力車操縦者試験を実施しています。

●鉄道運転事故等の業務

・鉄道運転事故やインシデント（事故が発生するおそれがあると認められる事態）が発生した場合には、その原因の究明と再発防止のための調査分析を行い、その情報を各事業者に提供するなど、事故防止の取組みに活用しています。

・また、運輸安全委員会が行う調査に対し、事故等についての事実の調査や物件の収集等、必要な援助を行っています。



列車脱線事故

●事業者に対する監査・指導



車両添乗

鉄道・軌道・索道事業者に対し、施設や車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員に対する教育訓練の状況、安全管理体制等について、事業者及び現地に直接立ち入り、確認や指導等を実施しています。

●バリアフリーの推進



ホームドアの設置



エレベーターの設置

・鉄道駅等のバリアフリー化を推進しています。

・鉄軌道事業者が実施するバリアフリー化（エレベーター、スロープ、多機能トイレ）、ホームドアの設置等に対して、必要な支援を実施しています。

●地域鉄道事業者に対する支援

・地域鉄道を活性化するため、地域鉄道事業者が実施する安全性を向上するための設備の更新、利便性を向上させるための改良等に対して、必要な支援をしています。



軌道改良



車両の更新



案内表示の多言語化

6 運輸支局

(大阪運輸支局、京都運輸支局、兵庫陸運部、滋賀運輸支局、奈良運輸支局、和歌山運輸支局)

3 自動車検査登録事務所、1 検査場

(和泉自動車検査登録事務所、なにわ自動車検査登録事務所、
姫路自動車検査登録事務所、京都南検査場)

自動車技術系職員配置状況【R7.4.1】現在

- ◆近畿運輸局、各支局事務所：45%
- ◆自動車技術総合機構 近畿検査部、各事務所：42%

出向者

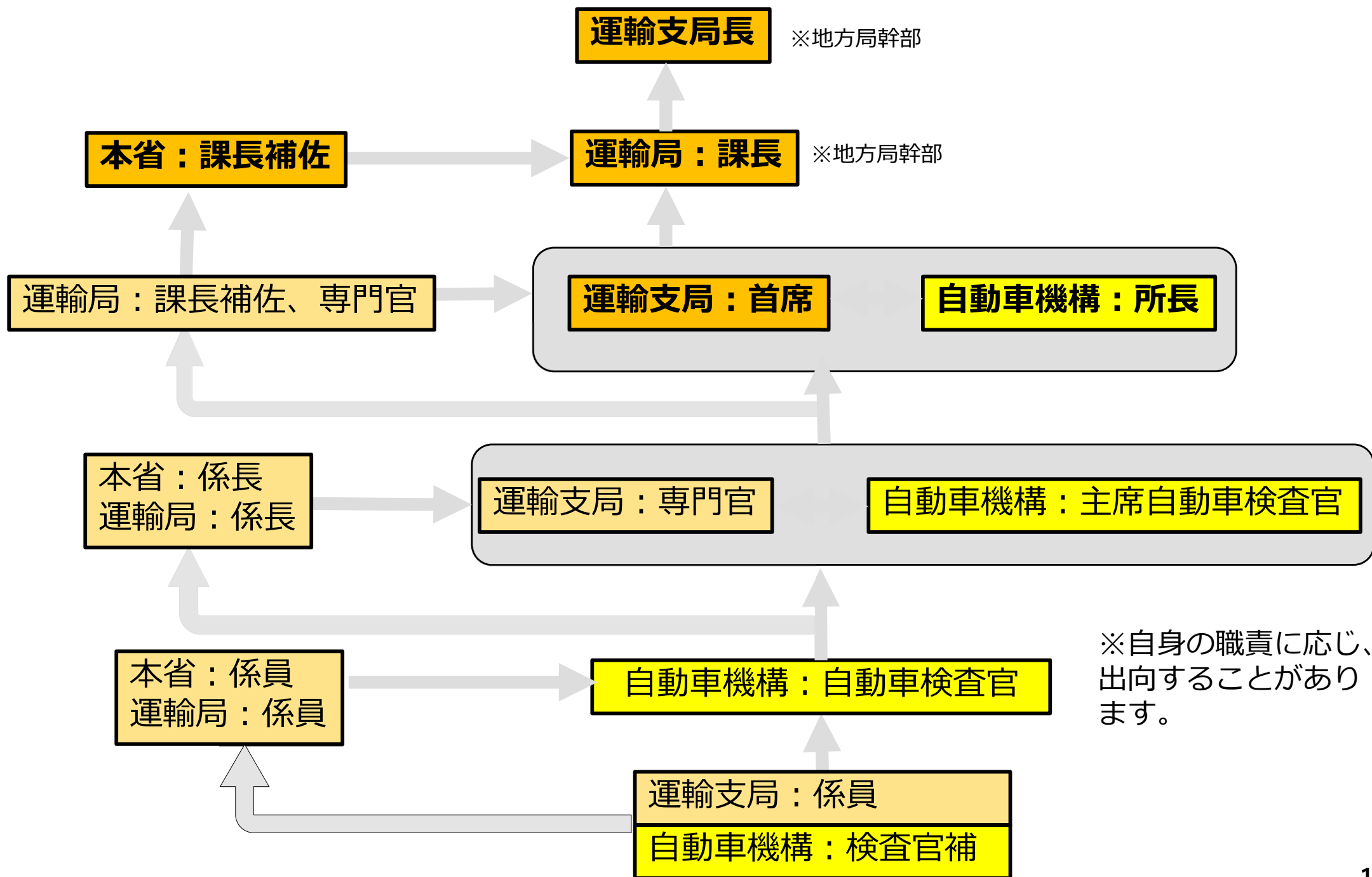
- ◆国土交通省、自動車技術総合機構本部：9%
- ◆軽自動車検査協会等：4%

技術系職員数：約270名

人事異動

おおむね**2年～3年**で**人事異動**があります。
近畿運輸局管轄区域での転勤が基本のため、
転居を伴う人事異動はほとんどありません。





予約受付中！

普段あまり見ることのできない車検コースの内部を実際に見ることができるため、採用後のイメージをつかむことができます。

1. 対象者

- 2025年度国家公務員採用一般職試験(大卒程度・高卒程度試験)を受験した者(受験を予定している者を含む)
(区分:「デジタル・電気・電子」「機械」「土木」「物理」「近畿技術」等)
- 国家公務員(近畿運輸局)に興味がある大学生・高校生

2. 見学会場 各府県 運輸支局・事務所にて随時実施中

大阪運輸支局・京都運輸支局・奈良運輸支局・

滋賀運輸支局・和歌山運輸支局・兵庫陸運部



大阪運輸支局 自動車検査コース



大阪運輸支局 自動車検査登録窓口

3. 予約方法

電話又は電子メール(kkt-saiyou.gijutsu@ki.mlit.go.jp)に以下を記入して予約。

件名: 支局見学希望(近畿運輸局自動車・鉄道系技術職員)

- 試験区分の別
「デジタル・電気・電子」「機械」「土木」「物理」「近畿技術」等:
- 氏名:
- 連絡先(電話番号):
- 希望日時:
- 希望支局等:

お問い合わせ先
国土交通省近畿運輸局
自動車技術安全部技術課
TEL 06-6949-6452

入局に当たって、自動車に関する専門的な知識や、整備士資格などの資格は必要ありません。

自動車の審査に必要な法令（基準）は、採用後の研修等で学んでいただけます。

業務内容等について ご不明な点等ありましたら、ご遠慮なく以下にお問い合わせください。

近畿運輸局

自動車技術安全部技術課 採用担当 廣瀬（ひろせ）

電話 06-6949-6452（直通）

E-MAIL: kkt-saiyou.gijutsu@ki.mlit.go.jp